

2017/10/4

瀧川ゼミ

死刑制度

佐藤由基 今村亮太 石渡満里絵

論点

2016年6月現在、世界で死刑を廃止している国は138カ国である。これは世界の70%、3分の2以上が廃止していることになる。ちなみに残置国は58カ国である。ただし、廃止国の中には「全面的な死刑廃止国」(99カ国、EUのすべての国、オーストラリア他)と軍法による犯罪や戦時のような例外的な状況下での犯罪を除外している国(6カ国、アルゼンチン、ブラジル、カナダ他)、過去10年以上にわたり法的には死刑があっても執行していない国(事実上の死刑廃止国、32カ国)が含まれている。

その中で日本においても死刑制度を廃止すべきだという意見が出ているが、日本は死刑制度を存置すべきか、それとも廃止すべきか。

第1章 死刑制度について

刑法第11条

- 1.死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。
- 2.死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

死刑

生命を絶つ刑罰。斬首・絞首・火刑・銃殺などの方法があるが、現行法では絞首。刑事施設内で執行。生命刑。

終身刑

一生拘禁する刑罰。無期刑。仮釈放はない。日本にはない。

無期懲役

期間の定めがない終身の懲役刑。10年を経過すれば仮釈放が可能。

日本の判例は死刑を残酷な刑罰には当たらず、憲法36条に反する者ではないとしている。
(最大判昭和23・3・12刑集2巻3号191頁、最大判30・4・6刑集9巻4号663頁)
また、死刑制度を存置する現行法制のもとでは、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段・方法の執拗性、残酷性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等、各般の情状をあわせ考察したとき、その罪質がまことに重大であって、罪刑の均衡の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとされている。(最判昭和58・7・8刑集37巻6号609頁＝永山事件最高裁判決)

1.日本の死刑制度の概要

(1) 死刑を法定刑とする犯罪の種類

刑法	内乱首謀、外患誘致、外患援助、現住建造物等放火、激発物破裂、現住建造物等浸害 自動車転覆等致死、往来危険による自動車転覆等致死、水道毒物等混入致死、 殺人、強盗致死、強盗強姦致死
爆発物取締罰則	爆発物使用
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	航空機墜落等致死
航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機強取等致死
人質による強要行為等の処罰に関する法律	人質殺害
決闘罪ニ関スル件	決闘殺人
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	組織的な殺人

(2) 執行場所

刑事収容施設法第 178 条第 1 項において、「死刑は、刑事施設内の刑場において執行する。」ことが定められている。刑場が設置されているのは、札幌刑務所、宮城刑務所、東京拘置所、名古屋拘置所、大阪拘置所、広島拘置所、福岡拘置所の 7 施設である。

(3) 執行方法等

「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。」ことが定められている（刑法第 11 条第 1 項）。具体的には、執行を受ける者の乗っている床が開き、それによって執行を受ける者が落ち、そのときに首に縄がかかっているため自重で死亡に至るという形式（踏み板式開落方式）となっている。

執行の手続については、法務大臣の命令及び検察官の執行指揮が必要である。執行には検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者が立会い、刑事施設の長の職務上の命令に従い、職員が執行することとされている。

執行後、執行を受けた者の家族等に対し、執行の事実の通知が行われる。

また、死刑の執行をした場合には、「刑事施設の長は、遅滞なく刑事施設の所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」ことが定められている。

2.日本の死刑制度の歴史

(1) 刑罰制度としての死刑の出現

死刑が刑罰制度として出現したのは、仁徳天皇の時代（5世紀前半）であるとされる。古事記仁徳天皇記には「死刑（ころすつみ）」と記され、隋書倭国伝には「殺人強盗及姦皆死」と記されている。死刑の執行方法としては、絞、斬、焚（ふん・焼殺）があったが、そのほか特殊の死刑として、犯罪人を死刑に処した後に梟首（きょうしゅ・さらし首）もあった。

(2) 律令制が実施された時代の死刑

律令制が実施された時代の死刑は、大宝・養老両律令の規定では、絞、斬の二種類があった。斬は首を斬り、絞は、今日の吊刑の別称である絞首刑ではなく、首を縊（くび）り、死に到らしめるものであった。

(3) 刑を減刑する傾向

律令制定以後、犯罪処罰法の変化として、刑を減刑する傾向の生じたことが指摘されている。聖武天皇が神亀2（725）年に詔して、諸国の現禁囚徒に対して、死罪は流に従い、流罪は徒に従うなどとしたことが、その例であるとされる。

平安時代になってからは、嵯峨天皇の弘仁元(810)年9月11日、藤原仲成が死刑に処せられて後は、少なくとも朝臣（あそみ）について、たとえ死刑の判決が下されても別勅で、遠流に処する慣行が生まれた。後白河天皇の保元元(1156)年に、保元の乱後源為義らに死刑を科するまで、26代 346年間、平将門や平忠常が梟首された特例を除いては、實際上、死刑が執行されることはなかったといわれている。

(4) 鎌倉時代

鎌倉幕府の刑罰は、生命刑、自由刑、財産刑、栄誉刑及び肉刑に分けることができる。生命刑としては斬刑一種であるが、これを刎（ふん）刑、死罪等ともいった。ときに、断罪ともいわれた。また、重罪には梟首（きょうしゅ・さらし首）も行われたといわれている。

(5) 室町時代

死刑に切腹が行われるようになったといわれている。

(6) 近代以降

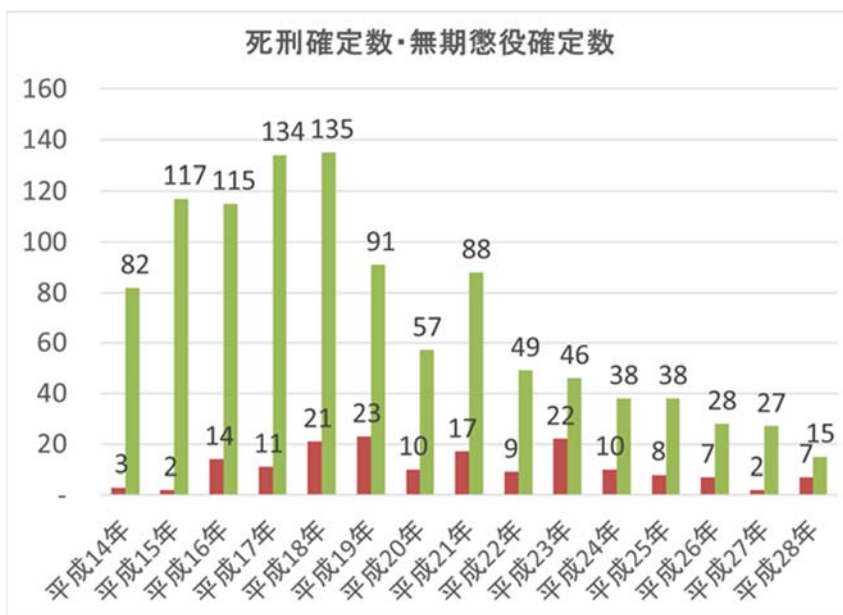
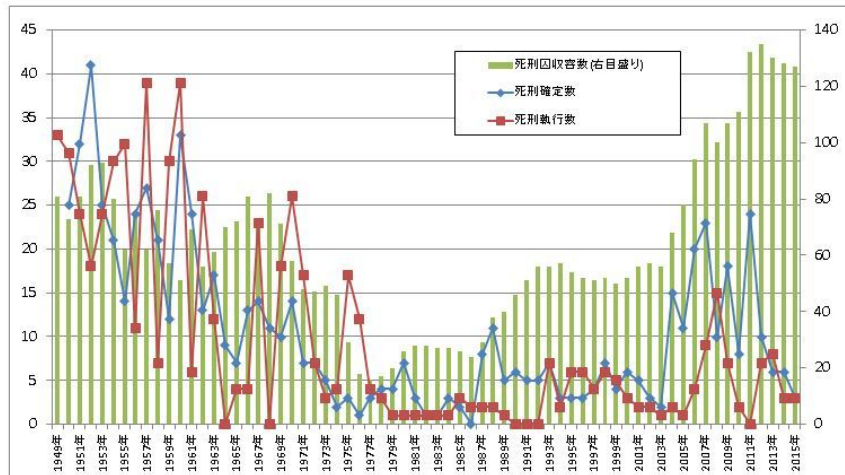
近代に入っの刑罰に関する大きな傾向として、残酷な刑を廃することと、自由刑中心の刑罰体系を作ったことの二つが指摘されている。江戸時代の名残の火焙、鋸挽、引廻、晒、磔等は、明治3(1870)年頃までには廃止され、梟首も、同12(1879)年には廃止された。

(7) 現行刑法

明治40(1907)年4月24日に公布され、同41(1908)年10月1日から、旧刑法に代わって施行された現行刑法では、死刑の執行方法について旧刑法と同じく絞首の一種だけを採用している。なお、明治41年10月1日から施行された陸軍刑法及び海軍刑法における死刑の執行方法は銃殺によるものであった。

3.日本の現状

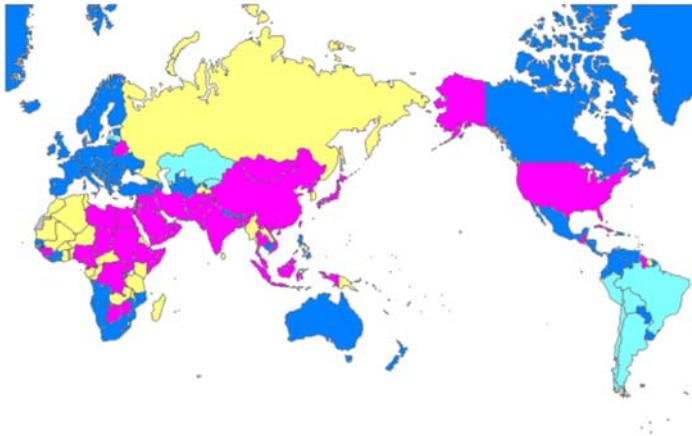
死刑囚収容人数・死刑確定数・死刑執行数



4.外国の現状

(1)死刑廃止国と存置国の分布（2008 年 5 月 2 日現在）

※数値・国名等データについてはアムネスティ・インターナショナル日本の調べによる



- 全面的に廃止した国（EU 諸国，オーストラリア，南アフリカ，）
（法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない国）
- 通常犯罪のみ廃止した国（アルゼンチン，ブラジル，カザフスタン）
（軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定している国）
- 事実上の廃止国（ロシア，アルジェリア，ミャンマー）
（殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去 10 年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。）
- 存置国（アメリカ，日本，中国，エジプト）
（通常の犯罪に対して死刑を存置している国）

(2)各国における死刑執行の方法（2007 年 10 月 2 日現在）

- ・ 斬首（サウジアラビア）
- ・ 電気処刑（米国）
- ・ 絞首刑（エジプト、イラン、日本、ヨルダン、パキスタン、シンガポールなど）
- ・ 致死薬注射（中国、グアテマラ、タイ、米国）
- ・ 射殺（ベラルーシ、中国、ソマリア、台湾、ウズベキスタン、ベトナムなど）
- ・ 石打ち刑（アフガニスタン、イラン）

(3)死刑廃止国

○フランスにおける死刑廃止

1. 廃止以前の死刑制度

- ◇ 死刑、無期・有期（最長 20 年）の収監刑
- ◇ 外患誘致、謀殺、毒殺、嬰兒殺、現住建造物放火などに法定
- ◇ 執行方法は革命期から廃止まで一般犯罪はギロチン、国家に対する罪や軍法違反は銃殺
- ◇ 執行は大統領による恩赦が退けられた後
- ◇ 執行件数
 - 1920 年-29 年 116 件（宣告 361 件）
 - 1950 年-59 年 45 件（同 129 件）
 - 1975 年-81 年 3 件（1976 年、1977 年に執行、1970 年以降の宣告 19 件）

2. 廃止の経緯・背景

- ◇ 1981 年 10 月 9 日法 (loi n° 81-908 du 9 octobre 1981) で廃止
- ◇ 強い政治家の意志
- ◇ 犯罪対策における寛容主義と厳罰主義の対立
- ◇ 1981 年の大統領選挙候補者の死刑に対する態度
- ◇ ロベール・バダンテール法務大臣
- ◇ 世論
 - 1978 年-1980 年 死刑制度に賛成 60%弱、反対 30%強
 - 1982 年-1991 年 死刑制度復活に賛成は 50%-60%台
- ◇ 国際的な死刑廃止の潮流
 - 1971 年の国連決議
 - 1980 年の欧州評議会 727 決議
 - 欧州議会の 1981 年 6 月 18 日決議
 - 市民的及び政治的権利に関する国際規約 6 条
 - ヨーロッパ人権条約第 6 議定書第 1 条
- ◇ 廃止法案での代替刑規定の有無

3. 廃止後の状況

- ◇ 法案制定時の確定囚はいずれも無期刑に減刑
- ◇ 有期収監刑の上限は 20 年から 30 年に引上げ
- ◇ 保安期間の延長
- ◇ 2011 年 1 月 1 日現在の自由刑受刑者のうち、重罪で 5 年以上の収監刑に服している者は 7916 人 (25.9%)

第2章 死刑存置論

1. 国民は死刑の廃止を望むのか

まず第一に日本人は国民感情として死刑制度の廃止を望むのか。

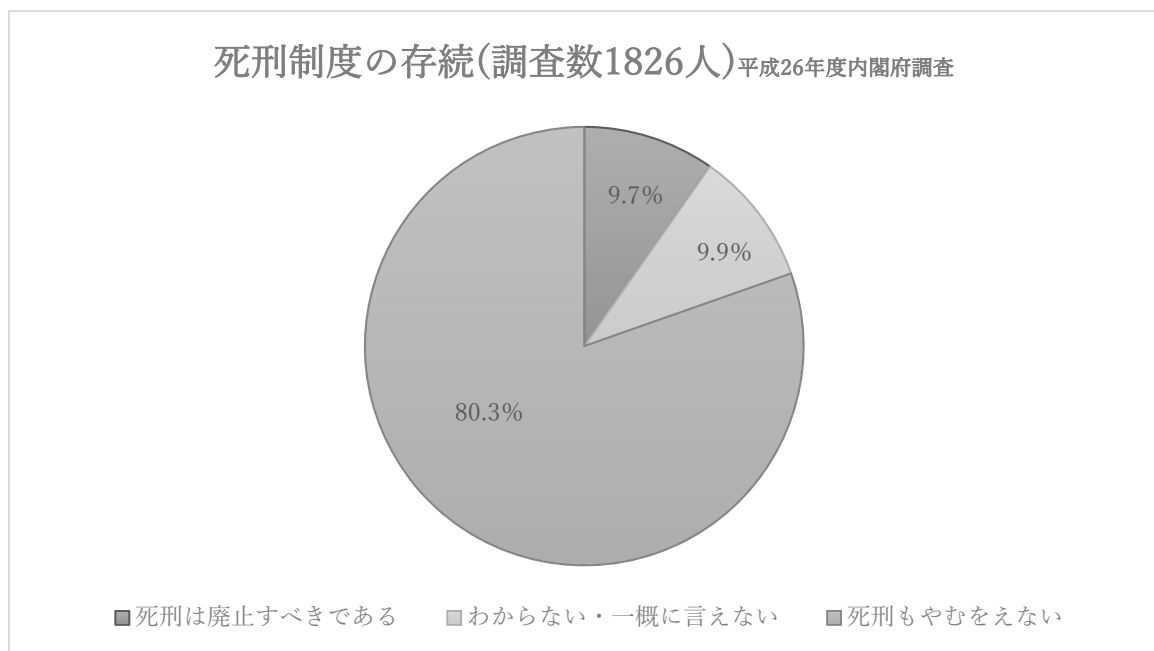
以下のグラフは内閣府が行った平成26年度の世論調査の結果を円グラフで表したものである。

これによると死刑廃止を望むのは9.7%でありその一方で死刑をやむをえないと考えている人は80.3%であり

世論の多くは死刑をやむをえないと考えている。

もちろん法律の存廃にあたって世論は最優先すべきとは言えないかもしれないが民主主義国家を標榜する日本国において

この数字は無視できるものではないというのもまた事実である。



2.死刑か無期懲役か

弁護士の森炎によると

日本の裁判において死刑になる基準は被害者の人数と言える。

すなわち死刑になるのは三人以上殺した場合で、

二人殺害では死刑になる場合とならない場合がケースごとに判断され、

一人殺害では原則的には死刑にならない。

これは被害者の数が加害者の人命軽視の度合いを測る尺度となるからである。

また一人であれ計画性や残虐性などの犯情によっては

死刑判決がなされることもある。

とは言え

死刑と無期懲役の間に明確な基準があるかと言えば

そういうわけではなく

その事件の裁判官や裁判員に依る。

そこで

死刑を廃止して

この先すべての死刑囚となるはずだった者が

無期懲役と判決がなされた場合を仮定して

次節を論じる。

3.無期懲役囚のリアル

無期刑とは刑期が一生にわたるものであるが

日本では刑法 28 条により仮釈放（刑期の途中において一定の条件下で釈放する制度）が規定され

無期懲役の受刑者にも仮釈放によって社会に復帰できる可能性を認めている。

刑法 28 条

懲役又は禁錮に処せられた者に改^{しゅん}悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

なお無期囚仮釈放者の平均服役期間は 2015 年現在で 31 年 6 か月である。

無期刑新仮釈放者の平均受刑在所期間



(引用元 http://www.geocities.jp/masakari5910/satsujinjiken_muki_keiki.html)

2件の殺人を犯し自らが無期懲役囚であり文筆家の美達大和は著書「死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張」の中で過去の犯罪を自慢気に話したりまた出所したら罪を犯すだろうと述べる犯罪者たちの様子からほとんどの殺人犯は反省しないと主張している。

彼は「刑務所では、同囚が真面目になろう、反省しよう、更生するんだ、という意志を持つことに対して、自分たちの世界から抜けるのかという見方をするのが一般的です。(中略)そのような空気に支配されていますから、刑務所では、どうしても倫理観等を考えるようにはなりません。」とし

人権派に対しては

「この人たち(人権派)は受刑者という種族が、いかに自分の利益しか考えていないか、楽をする為に狡猾に振る舞うか、物事を都合良く解釈するか、理解していません。(中略)『今の刑務所は楽で苦にならない』。こんな言葉と笑いを残して出所し、再び社会秩序を乱し、悲惨な被害者を生み出した連中がたくさんいます」と記している。(両文「死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張」より引用)

死刑廃止論者の中には

犯罪者の更生の可能性を奪うと語るものがあるがそれはあくまで理想論なのかもしれない。外野からはあれこれ推測するのは容易である。しかし実際に受刑している者からすると心から反省するものはほとんどおらず(あるいはそれができたらそもそも大きな罪は犯さないとも言える)、更生は仮釈放のための形だけであるという。このような犯罪者を多くきつと更生しているはずだと妄信して私たちは野に放っていると見える。

4.死刑は悪か

果たして刑罰として死を与えることは悪なのか。

法の精神を著したモンテスキューは

「これは一種の同害報復権である。これによって社会の安全を奪った、あるいは、他の公民の安全を奪おうとした公民に対し、社会が安全を拒否するのである。この刑罰は事物の本性から引きだされ、理性から、また善悪の源泉から取り出される。公民が生命を奪い、あるいは生命を奪おうと企てるほど安全を侵害した場合は、彼は死に値する。」

として死刑を肯定している。

またヘーゲルの死刑に対する

「我々の行為の戒律が普遍的であるかのように振る舞うことだとするならば、彼を殺すことは、彼の選択した戒律を施すことであり、彼の行為を普遍性として認めることに他ならない」という言葉を用い

先の美達は

自らの意志で欲望のために他者の生命を奪った者を生かしておくことは、加害者自身のルールに背くことだと主張している。

また

美達が対話したとある死刑囚は

今のように反省し、被害者の冥福を祈るようになったきっかけを問われると

「死刑だって思ったことかな……俺も死ぬんだってな。考えたことなかった、自分が死ぬことは。(中略)それからだ、相手のことを考えたのは」と語っている。

確かに命はなによりも優先されるものであり

それを奪うことは取り返しのつかないことである。

しかし

だからこそ命と向き合うという意味で

命を奪う法の存在は重要な役割を果たしているのかもしれない。

第3章 死刑廃止論

1. 人間の尊厳

「生きる権利」は、すべての人が、人間であることによって当然に有する権利です。国籍や信条、性別を問わず、子どもも、大人も、この世に存在する誰もが、生を受けたときから、この権利を持っているのです。言うなれば、この「生きる権利」は、人間にとって根源的な、最も大切な権利であり、決して奪ってはならないものです。またこの権利は、世界人権宣言でうたわれ、国際人権条約である自由権規約においても保障されています。アムネスティ・インターナショナルが「死刑」に反対するのは、「死刑」という刑罰が、この「生きる権利」を侵害するものであり、残虐かつ非人道的で品位を傷つける刑罰であると考えからです。言うまでもなく、犯罪を処罰することを否定しているわけではありません。しかし、命を奪うことは、たとえ国家の名の下であっても、正義にはなりません。人為的に生命を奪う権利は、何人にも、どのような理由によってもありえないのです。

—なぜアムネスティは死刑に反対するのか？：アムネスティ日本 AMNESTY
(https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/reason.html)

国際法上の死刑廃止

1948年に採択された世界人権宣言はその3条で「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」とし、第5条で「何人も、拷問または残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない」と規定している。以来欧州人権条約など特定地域での人権条約が採択されてきたが、その中で最も重要なのが1966年に国連で採択された国際人権規約である。国際人権規約は、正式には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」＝国際人権A規約と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」＝国際人権規約B規定、ならびに「市民的及び政治的権利に関する国際議定書」の3つから成り立っているが、日本は79年にA規約、B規約を批准し、同年に発効した。ただし「第一選択議定書」については署名していない。そのB規約第6条は「何人も、恣意的にその生命を奪われない」(第1項)、「この条約のいかなる規定も、この規定締約国により死刑の廃止をおくらせ、又は妨げるために援用されてはならない」(第6項)としている。自由権規約を批准した日本だが、これまでに1998年の第4回報告書審査において「死刑適用犯罪の数が減っていないことの懸念」「死刑囚の非人道的な扱い」などについての勧告を受けている。

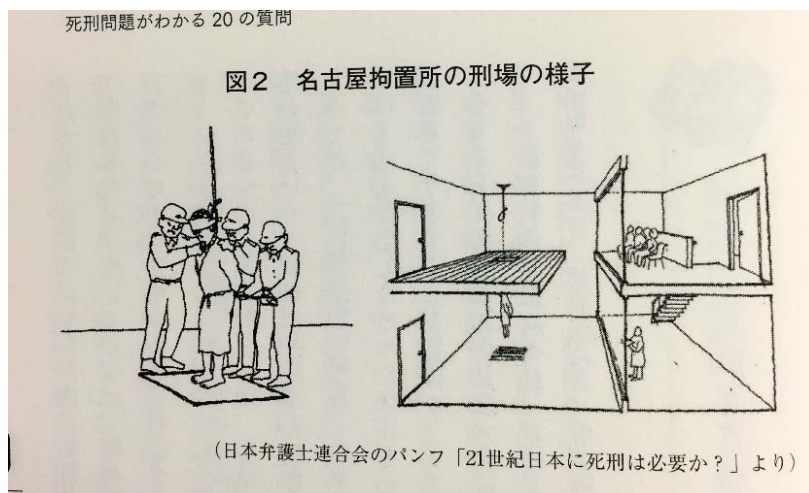
死刑廃止条約

死刑廃止条約は、前文と11か条から成っている。その前文では「死刑の廃止が人間の尊厳の高揚と人権の一層の増進に寄与すると堅く信じ、…死刑廃止のためのすべての措置は声明に対する権利の享受の進展であると考えられるべきである…」としている。ただし、「戦時中に犯された軍事的性格を有する極めて重大な犯罪に対する有罪判決により、戦時に死刑を適用することを規定するもの」を除外している。

※死刑確定者の環境

死刑の確定したものは、全国7か所の拘置所に収監され、ほかの被告人や死刑囚との接触は一切許されず、個別に隔離されている。基本的には処刑が刑の執行であり、それまでは未決扱いであり、強制労働に服しているわけではない。従来は小鳥の世話や、短歌や俳句の投稿もでき、面会も比較的自由であったが、近年では、面会や信書の発信も親族や弁護士以外は禁止されている。確定死刑囚はほかの受刑者との接触は一切遮断されており、人との接触は刑務所職員と弁護士、教かい師だけであること、その刑務官も命令や指示だけであって、いわゆる対話は禁じられている。長期収容からくる完全孤立状態から「死刑囚症候群」が現れ、精神障害に陥ることもある。また、最近の死刑確定から執行までの平均期間は8～10年である。死刑が執行される死刑囚は、当日の朝、いきなり独房から警備隊に連行され、拘置所長から死刑執行の告知を受け、現場へ向かう。弁護士への連絡、親族に別れを告げることもできない。直前に言い渡しての処刑は、精神障害の有無の確認はもとより、弁護士への告知もできず、あらゆる救済手段を排除するものである。少なくとも、これから処刑される者

に「最後に会いたい人に会わせること」が人の道というものである。日本の死刑囚の処刑のやり方は国際的に大きな批判の的になっている。



(『Q&A 日本と世界の死刑問題』より)

2. 誤判

死刑廃止の最も大きな理由の一つに、**誤判の問題**がある。その誤判をさけるため刑事訴訟法などでは厳格な規定を置いている。しかし人間が人間を裁く以上は、**誤りを避けることができない**。もちろん、こうした誤りは単に死刑判決だけではなく、裁判全体の避けることができない課題であるが、死刑は、その人の生命をはく奪するものであって、後から誤判であったとしても、その生命を取り戻すことができない。挽回不可能であるだけに死刑を否定する重大な理由でもある。また、イギリスは1969年に死刑を廃止したが、その直接のきっかけとなったのは、エバンス事件という、無実の人が処刑された後に真犯人が名乗り出た事件であった。日本ではこれまで明治以来誤判はなかったといわれてきたが、**処刑してしまえば、真犯人の出る可能性はほとんどない**。戦後では、幸浦、二俣、松川、八海、山中事件などで死刑判決が無罪になっている。いずれも処刑されてしまえば世間から忘れ去られるところであった。その他にも免田事件の免田栄、財田川事件の谷口繁義、松山事件の斎藤幸雄、島田事件の赤堀政夫などの冤罪事件がある。

3. 主な肯定派への反駁

①人を殺したのだから仕方ない

「人を殺したのだから仕方ない」というのは単なる一つの感情であり、その感情は人間としてやむを得ないものであっても、人を殺したものを殺す、いわば「仇討ち」の時代はすでに過去のものである。「人を殺したのだから仕方ない」という論理で死刑が肯定され、その論理が通用するなら事は簡単である。しかし、そのような論理を通してはならないと人類の長い闘いの歴史が積み重ねられてきた。

②凶悪な犯罪の抑止力となっている

死刑をなくすと凶悪犯罪が増えると考えている人が世論調査でも多数を占めている。また改正法案草案では、死刑の存続の根拠の一つとして、死刑には犯罪抑止の効果があるとしたのである。これこそ死刑の持つ虚構の最大の要因である。この問題を考えるには、可能な限り功利主義的に実際を検討する必要があるが、**現在までのところ抑止力があるという科学的証明はなされていない**。反対に死刑のないほうが凶悪犯罪が少ないという報告もある。1989年に国連は「死刑の抑止効果を検証しようとする研究では、死刑が終身刑より大きな犯罪抑止力になるとの科学的証明はできなかった。このような立証は今後ともできそうでない」との結論を発表している。

③国民世論の過半数が支持している

世論とはなんであるか、に即答することは困難であるが、少なくとも「死刑」に対応できるほど確固たる基盤を有していないことだけは明らかである。世界のどの死刑廃止国でも世論は死刑存置が多数意見であったが、時の為政者が世論に逆らっても死刑を廃止している。1996年、イギリスが死刑を廃止するのに際し、キャハラン内相は、「議会は時に世論に先行して行動し、それを指導しなければならない時がある」とし、過半数を占めていた死刑残置の世論に背いて死刑廃止を断行している。

④被害者感情から必要である

「被害者の無念」「遺族が浮かばれない」といった悲痛な嘆きが聞かれる。それは人間として当然の感情である。しかし、その感情と犯人にどのような刑罰を科すかは別の問題である。その感情を満足させるために死刑がなくてはならないかといえば、そもそも、仮にその相手が死刑になっても被害者の感情がすべて解消されるわけではない。

4. 代替刑の提唱

死刑廃止を推進する議員連盟は2003年に「終身刑及び死刑制度調査会設置等に関する法律案」を公表し、「重無期刑の創設及び死刑制度調査会の設置等に関する法律案要綱」なるものを提出した。それによると①**新たに重無期懲役(仮出獄の規定を設けない)を創設し**、②同法案の提出と同時に、死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うための各議員に死刑制度調査会を設置すること、③死刑制度調査会の存続中は死刑の執行を一時停止すること、などを内容としている。

10月4日 議事録

先生からのフィードバック

- ・死刑の抑止効果がない具体的な理由は何か
- ・見達さんの意見と自分たちの意見を分けて書く
- ・飯塚事件などを加えると良い
- ・無期懲役の中で何割の人が仮釈放されずに死んでいるかの統計資料
↑実質的な終身刑

廃止派の意見

- ・冤罪の可能性
- ・死んでしまったら取り返しがつかない
- ・宅間守は自分が死ぬために池田事件を起こしたと言っている
↑自分も死にたいから一緒に殺してやった
- ・終身刑がないから道連れに他人を殺そうとする者がいる
- ・死んで償うなんて無理、終身刑で償うべき、生きて償うべき
- ・死刑は人を殺すことだから人道に反する
- ・死刑制度の抑止力に疑い
- ・欧米制度からも批判されている、外交上のメリット
- ・国民感情は人権侵害の理由にはなり得ない
- ・どんなに残虐でも国家が人を殺していいのか
- ・冤罪の被害を防ぐため(最小限にするため)には必要
- ・警察はとりあえず被疑者を挙げようとする、DNA 鑑定が絶対正しいわけではないなど、
冤罪の可能性(飯塚事件)
↑警察は誤り認めない、その制度上冤罪と関連する
- ・死刑、被害者感情と被害者補償は別
- ・死刑は被害者の代理で加害者を国家が殺すものということになるが、認められない
- ・被害者感情で殺すのは理由が不十分
- ・市中連れまわして昔からのやり方で殺すならいい
- ・死刑執行人の負担が大きい

存置派の意見

- ・人を殺す人を生かしておくのは怖い
- ・刑罰の一つとして当然
- ・冤罪は冤罪の問題であり、冤罪のために死刑制度をなくすのは違う
- ・犯罪した人を国家が世話をすべきでない
- ・現実的に終身刑は不可能
- ・死刑になる様な人が30年後にでてくる可能性、出所したら出会うかもしれない
- ・けじめになる
- ・税金で犯罪者を養うのは違う
- ・被害者からみたら過ごしやすい環境で暮らされても困る
- ・制度はあってもいいけど、殺し方には問題がある
- ・死刑があつてこそ、自分の罪を理解できる
- ・終身刑にしたところで、冤罪で社会的な死は免れない
- ・秋葉原通り魔事件のような者も生かすべきなのか
 - ↑死にたい奴が死にたいから殺す、そこで死刑で殺して楽にしてやるのはどうなのか？
 - 生き地獄を味合わせた方が良くはないか？
- ・殺さない方が罰になる
- ・快樂殺人者を生かしておいていいのか？
- ・殺してあげた方が、社会のためになる

廃止派・存置派への反論

- ・死刑制度はいいのか？冤罪がダメなのか？
- ・死刑制度がダメな理由は冤罪があるからなのか？
- ・命は命で代えられないのは分かるが、それが殺していい理由にはならない
- ・理性的に被害者は納得できない
- ・正当防衛である←違う報復だ
- ・無期懲役だったら私人が私人を殺すかもしれない
- ・加害者に命より被害者の命のほうが重く扱われている
- ・犯人によってケースバイケース
- ・終身刑のみだと終身刑になりたくて殺す人が出てくる

後半

存置

- ・死刑囚の家族の本
- ・めった刺しにする人が生きていていいのか

廃止

- ・人を殺したらダメなのに、法は殺していいのか？

※誤審について

- 秋葉原通り魔事件は明らかに冤罪じゃない
- ↑これはどうか？

【参考文献】

第1章

衆議院調査局法務調査室（平成20年6月）死刑制度に関する資料

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/houmu_200806_shikeiseido.pdf/\\$File/houmu_200806_shikeiseido.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/houmu_200806_shikeiseido.pdf/$File/houmu_200806_shikeiseido.pdf)

（2017年9月23日アクセス）

アムネスティ日本 AMNESTY（2016）最新の死刑統計

https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/statistics.html

（2017年9月23日アクセス）

法務省 死刑の在り方についての勉強会 添付資料・議事録目次添付資料・議事録目次

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00056.html

（2017年9月23日アクセス）

法務省 検察統計表

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html

（2017年9月23日アクセス）

法務省 犯罪白書

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html

（2017年9月23日アクセス）

いろいろ気になるどっこむ

<http://iroiro-kininaru.com/archives/3625.html>

（2017年9月23日アクセス）

菊田幸一（1994）『いま、なぜ死刑廃止か』丸善ライブラリー

佐々木知子（2000）『日本の司法文化』文春新書

ジャン＝マリ・カルバス著、吉原達也/波多野敏訳（2006）『死刑制度の歴史』文庫クセジュ

小林憲太郎（2015）『刑法総論』新世社

第2章

美達大和（2010）『死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張』新潮新書

森炎（2015）『死刑肯定論』ちくま新書

モンテスキュー『法の精神 上』岩波文庫

第3章

菊田幸一（2016）『Q&A 日本と世界の死刑問題』明石書店

菊田幸一（1999）『死刑—その虚構と不条理』明石書店

菊田幸一（2005）『死刑廃止に向けて—代替系の提唱』明石書店

佐伯千刃・団藤重光・平場安治編（1994）『死刑廃止を求める』日本評論社

https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/reason.html

なぜアムネスティは死刑に反対するのか？：アムネスティ日本 AMNESTY
（2017年9月24日アクセス）

<http://www.geocities.jp/aphros67/070100.htm>

死刑廃止と死刑存置の考察 死刑制度の問題点
（2017年9月24日アクセス）